

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番号		庁舎役 1		科 項 目 目 細分		防衛力基盤強化推進費 営舎費 営舎維持費(雑役務費)			
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄							
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長		補 佐		係 長		係			
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課長等	補 佐	供用官	係										
行 為 名 称		算 出 内 訳			時 期、 場 所、 人 員、 その他							契 約 方 式		一 般 指 随 意		根 拠 法 令		会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号	
産業廃棄物の 解体収集運搬処分		一式			仕様書のとおり							選 定 業 者	契 約 条 件						
															総 額		算 出 の 基 礎		
															円				
予 定 価 格																			
総 額										調達説明日時		年 月 日 時 分							
備考	執行計画:物品管理官P18										入札日時		年 月 日 時 分						
	課室名	会計課経理室用度係			要求者氏名	呉地 顕太郎		電話番号	2052										

仕 様 書

		調達要求番号	庁舎役 1
品 名	数 量	備 考	
産業廃棄物の解体収集運搬処分	一式		

1 総則

本仕様書は、産業廃棄物の解体収集運搬処分について適用する。

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、見積書又は入札書提出時における最新版とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）

3 資格等

この役務を実施する契約相手方は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 1 4 条第 1 項及び第 6 項の規定により許可を受けており、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを提出しなければならない。なお、許可事項に変更のあった場合も同様とする。

4 役務期間

契約締結日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）

作業日程は官側と調整すること。

5 産業廃棄物の保管場所及び品目・重量等

別紙 1 及び別紙 2 のとおり

6 役務の内容

別紙 1 で示されている産業廃棄物を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に則り適正に処理するものとする。

7 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

8 その他

- (1) 契約相手方は、契約締結後速やかに役務実施予定線表（様式適宜）を契約担当官等に提出するものとする。
- (2) 契約相手方は、役務終了後速やかに作業報告書 1 部（様式適宜）を契約担当官等に提出するものとする。
- (3) 契約相手方は役務完了後産業廃棄物管理票を契約担当官等に提出するものとする。
- (4) 収集に際し、必要と判断したものについては解体を行うものとする。
なお解体は保管場所で行うものとする。
- (5) 収集に際し、施設及び他の物品等に損傷を与える恐れがあるものについては、必要な処置を施すとともに、これらを損傷及び汚染させた場合は、契約相手方の責任において速やかに原状に復するものとする。
- (6) 産業廃棄物の内容物は、防衛大学校内の官側が示す場所に運搬するものとする。
- (7) 入札に参加される場合は、事前に撤去対象物品の現物確認を行うものとする。
- (8) 仕様書及び関係資料並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。
また、作業で知り得た内容も同様とする。
- (9) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

No.	場所	品名	数量	重量(kg)	備考
1	高速破壊実験室	破壊試験機	1	11,000	

